

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 5 年 4 月 20 日現在

機関番号：14401

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2020～2022

課題番号：20K01349

研究課題名(和文) 訴因論・判決理由論の再構成 - 公訴・防御・審判の対象事実論の体系的構築

研究課題名(英文) Reconstruction of the theory on object-fact of prosecution and adjudication in Japanese criminal procedure law

研究代表者

松田 岳士 (Matsuda, Takeshi)

大阪大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：70324738

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 600,000円

研究成果の概要(和文)：現行刑事訴訟法の当事者主義的性格を象徴する制度である訴因をめぐる諸問題について、従来の「審判対象論」の問題点を洗い出し、「公訴対象論」という理論枠組を採用することによって、これまでにない新たな角度から検討し直した。具体的には、訴因の「特定」と「明示」の意義やこれらの要請がもつ制度的機能の差異を明らかにし、この各問題と訴因変更に関する諸問題の間の関連性を解明し、さらには、訴因と判決において示されるべき「罪となるべき事実」との差異といった諸問題に、新たな体系的地位を与え、従来とは異なる角度から検討し直した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

訴因制度は現行刑事訴訟法の当事者主義化を象徴する制度であり、その採用は刑事裁判を「真実発見」の場から当事者の攻防の「勝敗判定」の場へと転換させる意味を持つ。そのため、訴因の特定・明示、訴因変更の要否・可否といった諸問題は、刑事裁判の存在意義それ自体に関わる重要な問題であるが、従来、これらはもっぱら「審判対象論」の枠組内で検討されてきたため、これらの諸問題間の相互関係が不明確である等、理論的な解明が不十分なままにとどまっていた。本研究は、公訴対象論という観点を付加することにより、裁判論との関係をも射程に入れた新たな理論枠組を提示し、刑事訴訟のあり方を考える上で重要な視点を確立するものである。

研究成果の概要(英文)：By reexamining the concept of "fact-object of adjudication theory" and adopting a new theoretical framework called "the fact-object of prosecution", I have investigated various problems concerning the count, which is a system that symbolizes the adversarial feature of the current Criminal Procedure Code. In particular, I clarified the significance of "specification" and "identification" of the cause of action and the difference in the institutional functions of these requests. I also clarified the relationship between each of these requests and the problems related to changing the count and the difference between the criminal fact described in the indictment and that described in the judgment. In this way, I gave a new systematic position to these problems and reexamined them from a different angle than before.

研究分野：刑事訴訟法学

キーワード：訴因 公訴事実 審判対象論 当事者主義 公訴事実の同一性 訴因変更

### 1. 研究開始当初の背景

訴因論は、戦後の刑事訴訟法学における「基礎理論」の中心におかれてきたが、従来の刑訴法学説は、戦後の刑事訴訟の当事者主義化の強調を背景に、訴因に関わる解釈論上の諸問題を一律に「審判対象」論の枠組みで捉え、通説である「訴因対象説」の下で、法文上の術語でもある「公訴事実」ないし「公訴の対象事実」の概念を考察の対象から除外してきた。ところが、従来の「訴因論」において論じられてきた諸問題の中には、本来、「公訴事実論」、あるいは、「公訴の対象事実論」の問題として位置づけられるべきものも少なくない。

たとえば、訴因の特定・明示は、本来、「審判」ではなく、「公訴」の適法・有効要件であるから、「審判対象論」ではなく、「公訴対象論」の問題に分類されるべきである。また、訴因変更の限界（可否）は、当該同一の「公訴」の対象としうる事実の範囲の問題であるから、これも「公訴対象論」の問題というべきであり、これを「審判対象論」の問題として扱うことはむしろ当事者主義に背馳する理論構成である。

しかしながら、現行刑訴法の当事者主義性を強調する通説である「訴因対象説」の下では、法令上の用語であるはずの「公訴事実」が、旧刑訴法下で用いられた実体的真実主義・職権主義的概念とされ、その理論的検討が忌避されてきた。その結果、従来の訴因論は、「公訴の対象事実」と「審判の対象事実」の概念を区別せず、種々の論点を一律かつ無前提に「審判対象論」の名の下に論じたため、「公訴対象」に固有の問題や「審判対象」との関係を最初から考察の対象外に置くことになる等、理論枠組そのものに問題を抱えていたといわざるをえない。

### 2. 研究の目的

そこで、本研究においては、訴因に関する様々な議論について、従来、「審判対象論」が所与の前提とされてきたために看過されてきた側面に「公訴対象論（公訴の対象事実論）」という観点から新たに光を当て直すことでこれを問題化し、訴因をめぐる個別の論点について新たな解決の道筋を示すと同時に、これらの諸論点・問題を体系的に位置づける基礎となる新たな理論枠組を構築することを目標とした。すなわち、本研究の目的は、刑訴法の「基礎理論」に「公訴対象論」を組み込み、「審判対象論」をこれと分離した上で、両者に固有の問題や両者の関係を検討することによって、従来の「審判対象」一辺倒の問題設定の下では十分に検討されてこなかった訴訟法上の問題にも新たな角度から光を当て直すことにおかれた。

### 3. 研究の方法

まず、現行刑訴法の成立期からの文献を再検討し、とりわけ従来の学説において、いわゆる「訴因対象説」の通説化の中で「審判対象論」がどのように確立されてきたかを改めて検証し直した。並行して、「審判対象論」の影響下において自動的に「審判の対象事実」の問題として論じられてきた訴因に関する個別の論点から、本来であれば「公訴の対象事実」の問題として論じられるべきであったと考えられる点を洗い出し、「公訴の対象（事実）」の概念を導入した場合には、その議論枠組がどのように組み替えられることになるのかを検討した。さらに、「公訴対象論」が、刑事訴訟法の基礎理論においてもつ一般的意義を特定し、それと、（本来あるべき）「防御対象論」ないし「審判対象論」との関係を改めて検討し直した。その上で、公訴・防御・審判の対象事実論のそれぞれに固有の問題と、これら相互の関係に関する問題を区別し、訴因に関する個別の論点がその何処に位置づけられることになるのかを検討した。

#### 4. 研究成果

本研究においては、まず、訴因論に「公訴の対象（事実）」という概念を導入し、訴因論を第一次的には「公訴対象論」の問題として位置づけることの妥当性を検討するための出発点として、刑訴法256条3項が要請する「訴因の特定」の内容とされる「他の犯罪事実との区別可能性」の確保が、具体的に何を意味するのかという具体的問題についての検討を行い、その成果を、「訴因の特定における『他の犯罪事実との区別可能性』の意義について」と題する論文にまとめた（阪大法学70巻6号1～18頁、71巻1号1～20頁）。

起訴状における公訴事実・訴因の記載方法については、「他の犯罪との区別可能性」と「構成要件該当性の判別可能性」の確保という二つの要請が妥当するものとされてきたが、両要請の関係性や各要請と訴因変更の可否・要否の問題との関連性については、理論的な説明がほとんどなされていない状況にあった。その原因は、従来の訴因論が、訴因の特定・明示の問題を、「審判対象論」ないし「訴因対象説」の圧倒的影響下において自動的に「審判対象」あるいは「防御対象」の限定機能の問題としてのみ位置付け、「公訴対象論」に目を向けてこなかったことに求められる。

そこで、本研究では、「訴因の特定」の問題を、「公訴対象」それ自体の自己限定機能という新たな観点からとらえなおし、その結果、訴因の特定においてその確保が要求される「他の犯罪事実との区別可能性」の意義を検討した上で、その内容が、訴因変更の限界を画する概念でもある「公訴事実の同一性」の判別可能性と重なり合うことを明らかにし、その理論的根拠を説明した。このことは、従来、「審判対象論」の圧倒的な影響の下で個別に論じられてきた、訴因の特定における「他の犯罪事実との区別可能性」確保の要請の内容を特定する意味を持つだけでなく、同要請と訴因変更の限界の問題の間の関連性を初めて理論的・体系的に論じるものであり、訴因論の枠組それ自体の基本的な組み替えを意味する。

次いで、わが国の刑訴法学において、このような「審判対象論」一辺倒の訴因論が、どのようにして生まれ、展開されてきたか、いいかえれば、わが国の訴因論は、どこでボタンを掛け違えたかを説明すべく、旧刑訴法時代の関連学説にまで遡って、戦後の学説の変遷を検討した。すなわち、訴因に関する諸問題を、「審判対象論」だけでなく、「公訴対象論」の観点からも論ずることの必要性ないし妥当性が看過されてきた理由を究明すべく、「公訴事実」の概念が、旧刑訴法下においていかなる性質・内容のものとして理解されていたのかを当時の文献により確認した上で、現行法下において「審判対象論」が成立し、「訴因対象説」が通説化した過程を辿り、その妥当性について改めて検証し直した。その成果をまとめたのが、「『審判対象論』の功罪」である（阪大法学71巻5号1～18頁、71巻6号1～18頁）。

ここでは、戦後の刑訴法学説において、当事者主義イデオロギーを背景として訴因対象説が通説化する中で、「公訴事実」の概念を忌避するいわゆる「公訴事実抹殺論」が有力化すると同時に、訴因の特定・明示や変更に関する従来の議論が、無前提に「審判対象論」の枠組内で展開されてしまったために、訴因と公訴事実が、その特定・明示においても、また、訴因変更の要否や限界との関係でも、（二者択一的にではなく）競合的にそれぞれ異なる機能を果たすことが看過されてきたこと、そして、「審判対象論」それ自体も、その問いの立て方自体に根本的問題を抱えていたにもかかわらず、その後の学説の方向性を決定づけるような影響力をもってしまったこと等が説明された。

そして、「審判対象論」における「審判の対象は嫌疑なのか、それとも主張なのか」を問う「審判対象の性質論」は、「裁判所の役割は真実発見なのか、それとも当事者の攻防の勝敗判

定なのか」という形で問題を立て直すべきであり、また、「審判対象の範囲論」も、「裁判所  
が審判の権利を持ち義務を負う」のは、「訴因に限られるか、それとも公訴事実の全体に及ぶ  
か」という二者択一的な形で問いを立てるのではなく、「公訴事実によって限定されると同時  
に、訴因によって画定される」という重畳的な形で捉え直す必要がある旨指摘した。その結  
果、「他の犯罪事実との区別可能性」の確保を目的とする公訴事実の「特定」の要請と、「構  
成要件該当性の判別可能性」の確保を目的とする訴因の「明示」の要請の差異が明確な形で提  
示され、これらの要請と訴因変更の限界および要否の問題との対応関係が明らかになった。

さらに、このような戦後学説史研究の成果をもとに、訴因と公訴事実の関係をめぐる従来の  
議論が、「公訴事実」の概念を忌避し、もっぱら「審判対象論」の枠組において展開されてき  
たことから生じた理論的な「歪み」が具体的な規定の解釈に現れた例として、訴因論において  
の主要問題の一つである刑訴法312条1項の「公訴事実の同一性」についての訴因対象説による  
解釈のあり方を探りあげ、「刑事訴訟法学における同意反復的解釈について」と題する論文に  
まとめた（阪大法学72巻1号379～392頁）。

同論文においては、訴因対象説が、刑訴法312条1項を、実質的に、裁判所は、「訴因の変更  
を許さなければならない限度において、訴因の変更を許さなければならない」という同意反復  
を定めるものと読むことになった原因が、まさしく当事者主義イデオロギーの下での「公訴事  
実（の同一性）」概念の「無内容化」に求められることが確認された（なお、このように法の  
文言を無視した同意反復的な解釈が、刑訴法197条1項但書の解釈にも同様にみられることを確  
認した）。

さらに、従来その共通性が強調される傾向のあった判決理由における「罪となるべき事実」  
の判示の要請と、訴因における「罪となるべき事実」の特定・明示の要請の内容についても、  
これらをそれぞれ「公訴対象（事実）論」と「審判対象（事実）論」という異なる理論枠組で  
捉え直しつつ比較し、むしろ、その相違点に着目して両者の関係性を検討した。この問題は、  
本研究の成果を統合する形で、公訴対象論、審判対象論、防御対象論の3つの柱により構成され  
る新たな理論体系を完成させるための最後の検討点であるが、訴因論ほどの議論の蓄積がない  
こともあり、若干の問題が未解決となっている。今後の課題としたい。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 5件）

1. 著者名 松田岳士	4. 巻 72巻1号
2. 論文標題 刑事訴訟法学における同意反復的解釈について	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 阪大法学 72(1) 370-392 2022年5月	6. 最初と最後の頁 370-392
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.18910/88266	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 松田岳士	4. 巻 71巻5号
2. 論文標題 「審判対象論」の功罪（一）	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 阪大法学	6. 最初と最後の頁 1-18
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.18910/87390	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 松田岳士	4. 巻 71巻6号
2. 論文標題 「審判対象論」の功罪（二・完）	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 阪大法学	6. 最初と最後の頁 1-18
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.18910/87404	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 松田岳士	4. 巻 70巻6号
2. 論文標題 訴因の特定における「他の犯罪事実との区別可能性」の意義について（二）	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 阪大法学	6. 最初と最後の頁 1-18
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.18910/87331	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 松田岳士	4. 巻 71巻1号
2. 論文標題 訴因の特定における「他の犯罪事実との区別可能性」の意義について(三・完)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 阪大法学	6. 最初と最後の頁 1-20
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) 10.18910/87344	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------